

警視庁告示第2107号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第51条の4第18項並びに地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項及び第2項の規定に基づき、次のとおり公示送達する。

令和8年6月30日

警視総監 筒井 洋樹

記

- 1 送達を受けるべき者の住所及び氏名
別添のとおり
- 2 送達する書類の名称
納入通知書
- 3 公示事項

道路交通法第51条の4第18項及び地方税法第20条の規定に基づき、送達を受けるべき者に対し、納入通知書を送付したが、所在が不明のため、当該書類を送達することができないので、当該書類は警視庁交通部駐車対策課において保管し、いつでもこれを交付するから、送達を受けるべき者は同課に出頭の上、受領されたい。

東京都大田区北馬込1丁目29-16
大野 康雄

納入通知書 (納付番号 30-331-260508-206522)

東京都台東区鳥越2丁目13-13
株式会社ビックスペース

納入通知書 (納付番号 30-662-260523-203306)